

山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定方針

1. 概要

国では、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号）の施行により、人口減少克服と地方創生を行うための「長期ビジョン」及び「総合戦略」を定めているところです。

同法第 10 条で、市町村は「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に努めることとされており、国においても当該計画の策定に対して各種支援を行っています。

市では後期基本計画の重点項目としてシティセールスを掲げ、人口減少や中心市街地の衰退等の課題に対応した取組を全庁的に推進することとしており、今般、より一層の施策を推進するため、本計画を策定するものです。

2. 計画の構成・内容・期間

○山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略

◆人口ビジョン

- ・内 容：市の人口動向・将来人口推計の分析や中長期の将来展望
- ・計画期間：2060 年（国の長期ビジョンが基本）

◆地方版総合戦略

- ・内 容：人口ビジョンに基づく政策目標・施策
- ・計画期間：平成 27（2015）～31（2019）年度【5 か年】

3. 策定の考え方

人口ビジョンは、人口動向や将来人口推計といった現状分析や、目指すべき将来の方向に必要な調査分析（結婚・出産・子育て、移住希望等）を踏まえて、人口の将来展望を示したものです。

地方版総合戦略は、国の総合戦略を勘案しつつ、人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものです。現在行っている市の事業を活かすとともに、必要な施策を盛り込みます。また、本計画の策定では数値目標・指標の設定及び進捗管理が必要となっています。行政評価との連動を図ることで効果的・効率的な策定を目指します。

[参考 1] 国の総合戦略が定める政策分野

- ・地方における安定した雇用を創出する
- ・地方への新しいひとの流れをつくる
- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

[参考 2] 策定のキーワード

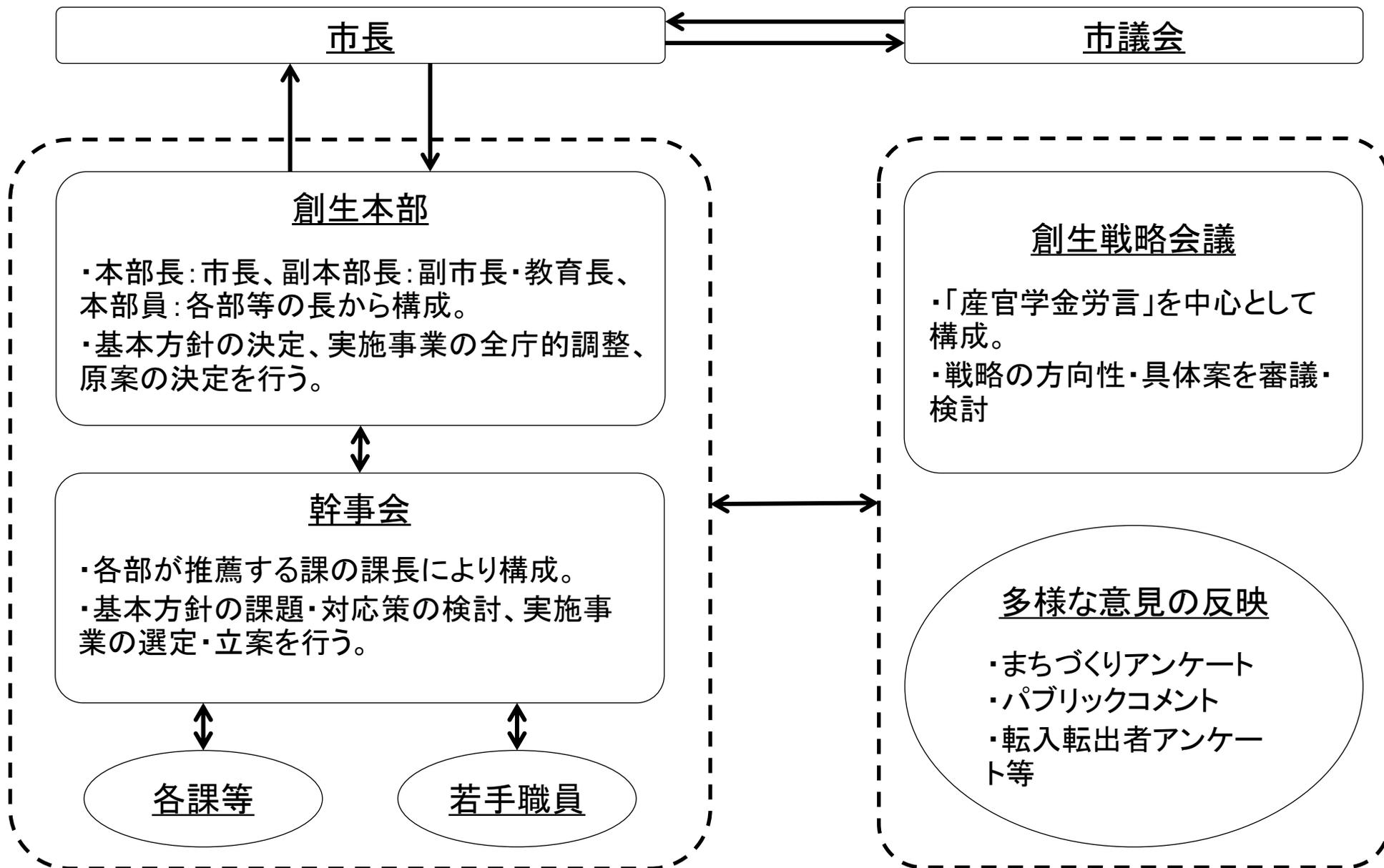
- ・奨励金等で転入を促す施策は行わない、オリンピック、松尾高校 SGH、皆がしあわせを感じる、すべての市民の参加を求める。

4. 策定体制

内部組織としては、市長を本部長とする「創生本部」を設置し、基本方針を中心とした原案の決定、全庁的な総合調整を行います。併せて、各部の主管課を中心に「創生本部幹事会」を設置し、原案作成を行います。

また、議会との連携を取りつつ、従来から実施しているまちづくりアンケート等を活用するとともに、より市民や市内企業等のニーズを捉えるため「創生戦略会議（仮称）」を設置し実効性の高い計画策定とします。

山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の組織体制



山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定スケジュール（案）

年月	作業の流れ	実施事項	備考
27年4月	・策定方針 ・人口推計の開始	・創生本部会議①（策定方針の決定）	
5月		・幹事会①（現状把握・課題抽出） ・創生戦略会議の選定・委任	
6月	・人口推計の検討 ・基本方針の設定	・創生本部会議② （人口推計検討、基本方針の設定） ・創生戦略会議①（現状分析） ・【議会】全員協議会（計画策定状況）	
7月	・基本方針の検討 ・実施事業の検討	・幹事会② （基本方針の課題・対応策の検討） ・創生本部会議③（基本方針の調整） ・幹事会③（実施事業の検討）	
8月	・基本方針の決定	・創生戦略会議② （人口推計、基本方針の確認） ・創生本部会議④（実施事業の調整）	・交付金申請期限 (8/14)
9月	・実施事業の決定	・創生戦略会議③（実施事業の確認） ・幹事会④（計画案の作成） ・創生本部会議⑤（計画案の検討） ・パブコメの実施 ・【議会】全員協議会（計画案の説明）	・地域審議会 ・【議会】全員協議会
10月	・計画策定	・創生戦略会議④（計画案の確認） ・創生本部会議⑥（計画案の決定）	・上乗せ交付が受けられる策定期限(10/30)

（備考）

- ・創生本部： 市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部等の長を本部員として構成。
- ・幹事会： 各部の主管課長を中心として構成。
- ・創生戦略会議： 「産官学金労言」といった多様な市民意見を反映させていくための組織。

（留意点）

- ・10月30日までに当該計画を策定する自治体を対象に、1団体当たり1,000万円を上限としての上乗せ配分の予定。